

「第103回女性に対する暴力に関する専門調査会」における主な意見  
(令和元年12月23日開催)

【DV対策関係】

- 被害者の一時保護や自立支援を行う婦人保護事業の根拠法が63年前の売春防止法になっている現状に違和感がある。厚生労働省の「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、新法の制定を含めて抜本的な改正により、被害者や支援を必要とする女性たちに対し、自治体と民間の連携によって切れ目ない支援をすべき。
- 民間シェルターの様々なケースに柔軟に対応できるという強みを生かし、例えば、中学生以上の男子を母子一体で保護するために委託という形で一時保護で民間を活用していく一方、配暴センターとしての本来持つべき機能についても見直していくべき。
- 海外の研究では、虐待の被害を受けた児童などが次の世代にDVの加害者になる確率が高く、そうした原因をなくせば、暴力被害も加害も減るというデータがある。虐待・DVは世代間で連鎖するという意識が必要。DV被害を受けた母の将来の再被害リスクもある。また、DVだと認識する人は増えたと思うが、心理的暴力の見聞きであっても子供に対して大きな影響があるということの認知がまだ不十分。
- 児童虐待とDVの連携の部分に関しては、現実的な連携がきちんとなされるような形での施策を計画に盛り込む必要がある。また、配暴センターから児相への通報について、リスクアセスメントを行わずに全件通報というのは適当ではなく、検討し直す必要がある。
- 児童虐待、DVの一つの要因として、再婚後の継親－継子関係の構築の問題があると考えている。再婚家庭の支援も必要ではないか。
- 現状の被害者保護は基本的には被害者が逃げるということしか想定されていないが、一時保護と保護命令の件数が減ってきている現状を踏まえると、現行の法制度に留まらず、被害者が逃げずに安全確保できるような制度も組み入れていく必要があるのではないかと考える。被害者の回復への一貫した支援を考え直す時期に来ていると考える。
- 収入を全部投げ打たないと一時保護されないという現状は、自立支援の前に自立の手段を一旦放棄しないと保護されないということ。今後は仕事とDV被害者の保護についてどうしていくかが必要ではないか。被害者の多様な要望に応えられるような柔軟な対応力が現場には求められているのではないかと考える。
- 加害者等との間で繰り返し生じる法的手続きにより、経済的に疲弊していくDV被害者もいる。より金額の低い法テラスの民事法律扶助を使ったとしても、その後の生活に負担になることがある。財制措置による免除の幅を広げるための施策なども意識していただきたい。
- 加害者更生については、更生を目指すのはあまりにも目標として高過ぎるため、加

害者を何らかのプログラムに継続的に通わせることによって、その行動をある程度コントロールし、その結果、被害者の安全が守られるといった立て付けでないとなかなか難しいのではないかと懸念されている。

- 加害者更生プログラムに参加をしている人へコミットし続けることによって、更生とまでは言わなくとも非暴力化を起こすということが重要ではないか。養育費の支払いや面会交流など何らかの形で加害者にコミットすることは出口支援につながる一つのきっかけになるのではないかと懸念されている。
- 加害者への脱暴力の更生指導について、まず、現行法の枠内でできることに取り組むべきである。具体的には、自治体と協力して男性相談体制を整備することや自治体で開設された男性相談を窓口にして、加害当事者の更生プログラムへの参加を推奨していくこと、持続的に脱暴力を支えるための「サークル」の創設、子ども虐待と関連している事案については児童相談所からペアレンティングプログラムへの参加を指示することを検討してほしい。
- 保護命令制度、接近禁止命令、虐待における子ども保護とかかわる加害者更生プログラム受講命令制度の創設について検討を開始すべき。
- 面会交流の際に子供に対して継続的な被害が生じないようにするためにも、慎重に行う必要はあるが、加害者更生を試行実施してほしい。
- 面会交流については、例えばメンタルな被害が甚大な場合、被害者が回復するまで待たないか。ケース・バイ・ケースでの柔軟な対応を検討してほしい。

#### 【性犯罪・性暴力】

- 暴行脅迫要件を外すことや、性交同意年齢を15、16歳に引き上げること、親、児童養護施設の職員などからさらに広げ、地位の関係性を利用した性犯罪規定を設けることなど、2017年の法改正で積み残された課題は積極的に見直してほしい。
- 暴行脅迫要件、性交同意年齢、監護者の範囲、公訴時効の撤廃の4点については、再度検討していただきたい。特に、性虐待については本人が自分の意思で公訴してほしいときには、成人になってからとなるケースが多いため、公訴時効の撤廃については重要である。
- 性交同意年齢については、若年性交の結末として起こってくる予期せぬ出産やゼロ日目の子供の遺棄の問題とセットで考えていく必要がある。
- 配偶者からの性暴力が発生している場合には、緊急の場合は、医師の判断により、配偶者同意がなくても中絶を可能とするなどの運用が可能となるとよい。
- 法改正により、暴行・脅迫よりも軽い要件を条文に書き込むということは十分考えていいのではないかと懸念されている。ただ、「不同意性交」については、法律上は極めて曖昧、多義的な言葉であり、中身をよく考えた上で要件化すべき。
- 同意なき性交の問題に関しては、意識改革が必要ではないかと懸念されている。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国的な質には差があることから、質の向上を図ることは必要である。地方のことを考えると共通ダイヤ

ル化も進めていくべき。

- ワンストップ支援センターにおける全国の相談対応の質を担保するためには、人材育成の問題が挙げられる。そもそも人が確保できないという量的な相談員確保の話と相談員の専門性の向上を図るため、内閣府の相談員の研修について、専門性を深めるような内容で継続していただきたい。相談員の待遇改善が必要。
- ワンストップ支援センターにおける証拠保管について、センターで保管していた場合の証拠の連続性などが問題となるため、警察とワンストップ支援センターとの連携についても推進すべき。
- 処罰規定について、刑法や児童福祉法、児童買春・児童ポルノ禁止法など様々な法令に異なる規定が散在する形になっていることから、もし女性の権利や年少者の保護ということで、統一的な保護法益を観念できるのであれば、これらの処罰規定を整理することも必要ではないか。
- 男性、LGBT、障害者、外国人の性暴力被害にもきちんと対応できるような体制づくりが必要。

#### 【若年層に対する性暴力】

- 被害を訴える言葉を持っていない子供が被害を訴えられるよう、子供たちに対して性に関する教育を行うべき。例えば、水着で隠されるプライベートゾーンは、とても大切なところだから、他人がのぞいたり触ったりしてはいけないなどという分りやすいところから。
- 性に関しては、メディアで誤った偏った情報が流されているにも関わらず、現在、人権の視点に立った教育がないという根本的な問題がある。暴力の被害者も加害者も生まないために小学校高学年ぐらいからの教育を進めていくべき。
- 教育など人々の正しい理解を広め、暴力を防止する方策が必要である。
- 暴力被害から身を守るために、いわゆる被害に遭いやすい発達に課題のある子に対する教育や障害を抱える子供に対する予防教育に関する取組を全国的に進めていくことが望ましい。
- 協同面接について、警察、検察、児童相談所において、通達に基づく運用がなされているものの、実際に被害に遭ってから急性期に対応ができていない都道府県も多くあるため、成功事例などを活用し、有機的に連携すべき。
- 子供に関する性暴力被害は、出会い系サイトのような場でつながり事件に巻き込まれるおそれや、自撮り画像の拡散被害の問題もある。SNSの問題では、新しい被害が出てきている状況にあるため、それに関する取組を記載した方が良いのではないか。

#### 【セクハラ】

- セクハラについては、関係性の範囲を拡大すべき。例えば、同じ職場内の上司・部下のみならず、取引先・取材先など弱い立場にある人、教育関係では、学校の先生・学生間だけでなく、就職活動生・教育実習生・学生の先輩後輩、その他、介護や看

護の現場における介護者からのセクハラだけでなく、施設入所からのヘルパーに対するセクハラ、町内会、PTA などにおけるセクハラ、街の商店や零細企業におけるセクハラなどについても可能な限りそれぞれの関係性を「例示」した上でセクハラに関する認識を広げるとともに相談窓口の充実、処罰化なども検討すべき。

- 「暴力は加害者の問題として、被害者には落ち度はない」ということについて、近年社会啓発が進んできていることからハラスメント対策について、企業労働者への研修機会も増えてきている。

#### 【その他】

- 暴力の分野と貧困は密接に関連していると思われるので、困難を抱える女性の分野として分野を分けるのではなく、横串を刺していただきたい。
- DVや性暴力被害について、未成年者への予防教育や防止教育を行うべき。
- 分野名について、「ジェンダーに基づく暴力」あるいは「性別に基づく暴力」はどうか。
- 第4次計画の基本的考え方のところで「インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い」という一言があるが、確かにこうしたコミュニケーションツールを使用する加害行為の手段というのは極めて迅速かつ巧妙かつ発覚しにくい形で行われている。この問題に正面から対応するのは難しいとは感じるが、何かしらの対策が考えられると良いのではないか。
- 暴力は許されるものではないと言うだけでは先に進まないため、なぜそもそも人は暴力を振るってしまうのかという部分の分析などの発生源へのアプローチも必要ではないか。
- 5次計画の成果目標については、4次計画までのアウトプット指標ではなく、DV被害自体の減少というアウトカムをどうやって測るかが重要である。1回DVを受けて相談した人が再び被害に遭わないことや、DVで殺される人が減るなどが成果目標となるべきであり、DVセンターに相談をした人がその後どうなったのかということについてのフォローアップが必要になってくるのではないか。
- アウトカムを測る指標として、自殺率はどうか。社会的な健康の決定、健康の社会的決定要因が上手くいっていない人たちがどのようなアウトカムになっていくのかというところに視点を置いてほしい。
- 性的少数者が生きやすい社会の構築に向けて、人々の正しい理解を深め、LGBTQであることによる差別をなくすよう、示してほしい。
- 暴力と関わる男性問題について、ハラスメント問題、体罰問題、いじめ問題等にかかわる加害相談と脱暴力化支援に向けた加害者臨床体制の構築や地域での資源の開発や研修、学校、企業、団体等の組織における防止施策の展開やコンサルテーション、さらに男性の被害相談を含めた総合的施策が必要である。第5次計画では暴力の加害と被害への対策や予防・防止に特化した課題として男性問題対策として明示化してはどうか。